

八王子市立学校における 医療的ケアの実施に関するガイドライン

令和 6 年(2024 年)6 月

八王子市教育委員会

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な児童・生徒(以下、「医療的ケア児」という。)が、年々増加するとともに、その実態も多様化しており、医療的ケア児やその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられる環境づくりが喫緊の課題となっています。

国は、令和 3 年(2021 年)6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を公布し、同年 9 月に施行しました。この法律では、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援策を講じることは地方自治体の責務と規定し、また、学校の設置者は、法律の基本理念にのっとり、管轄する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有すると定めています。

本ガイドラインは、八王子市立小・中学校・義務教育学校における医療的ケア児の受け入れ及び医療的ケアの実施等について、基本的な考え方や各関係機関の役割、実施における手続き等を示したものです。

本市は、本ガイドラインに基づき、教育委員会を中心に学校、保護者、医療機関等の関係者が連携して対応することで、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

八王子市教育委員会

目 次

1	目的	P.4
2	学校における医療的ケアの定義	P.4
	(1)学校における医療的ケアの内容	P.4
3	対象者	P.5
4	医療的ケアの実施に関する基本方針	P.5
5	実施の決定	P.6
6	医療的ケアの実施体制	P.6
	(1) 医療的ケアの実施に向けた役割	P.6
	(ア)教育委員会の役割	P.6
	(イ)学校の役割	P.6
	(ウ)主治医の役割	P.7
	(エ)看護師の役割	P.7
	(オ)保護者の役割	P.7
	(2)学校における関係機関との連携	P.8
	(ア)校内における連携	P.8
	(イ)医療機関との連携	P.8
	(ウ)保護者との連携	P.8
	(エ)関係校種等との連携	P.8
	(3)医療的ケアに関する事故発生時の緊急時の対応	P.9
7	医療的ケア実施上の手続き	P.9
	(1)新規の手続き	P.9
	(2)継続・変更の手続き	P.9
	(3)終了の手続き	P.10
	(4)医療的ケア実施までの基本的な流れ(新規)	P.10
8	様式集	別冊

1 目的

本ガイドラインは、八王子市立小・中・義務教育学校(以下、「学校」という。)に在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒(以下、「医療的ケア児」という。)が、安全で適切な医療的ケアを受け、安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方を示すものである。

2 学校における医療的ケアの定義

「医療的ケア」とは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為※を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないとされている。

※ここにいる医行為とは、医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼす又は危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続する意思をもって行うこととされている。なお、医師及び看護師などの免許を有さない者による医行為は、医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条によって禁止されている。

(1)学校における医療的ケアの内容

実施項目	実施することができる内容(概要)
喀痰(かたん)吸引	筋力低下等により痰や唾液、鼻汁などを自力では十分に排出することが困難な場合、吸引器による痰の吸引を行う。
人工呼吸器による呼吸管理	呼吸機能が十分でない場合、呼吸を補助する人工呼吸器という装置を用いて呼吸を維持している。そして、呼吸器のモードや条件は本人の呼吸機能に応じて各自に設定されている。呼吸器が適正に作動しているか、医師の指示した条件で稼働しているか、また呼吸の状態が安定しているかの確認を行う。
酸素管理及び呼吸補助装置の管理	体内の酸素維持が困難な場合は、酸素供給装置等から体内酸素が適正に保てるよう、医師の指示に従って酸素を供給する。
気管切開部の管理	気管カニューレを経皮的に気管挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ抜去の予防、喀痰等による閉塞の解除、適正位置での留置確認、および周辺の衛生管理を行う。

経管栄養	摂食・嚥下機能に障害があり、口から食事摂取ができない、又は十分に摂取できない場合などに、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや胃ろう、腸ろう（腹部の皮膚から直接胃や腸まで専用チューブを挿入したもの）を通じて、栄養剤を胃や腸まで注入する。また、挿入されたチューブの適正位置を保持し、栄養剤や胃液の漏出等による汚染等を防止及び周囲の衛生管理を行う。
導尿	排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し排尿する。なお、成長に伴い、自分で導尿ができるようになり、身体介助や清潔操作の介助のみが必要になった場合は、医行為には当たらない。
人工肛門（ストーマ）の管理	病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを作るもの。人工肛門の装具の交換等を行う。 ※パウチ内の排せつ物の破棄は、医療的ケアではない。
血糖値測定・インスリン注射	糖尿病等で生理的に適正な血糖が維持できない場合、随時血糖測定を行い、医師の指示に従ってインスリンの投与もしくは補食による糖補充を行う。

3 対象者

保護者から依頼があった児童・生徒のうち、教育委員会、該当学校、保護者等による協議を経て、教育委員会が学校の環境や受入れ体制等を主治医の医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書等に基づき判断し、医療的ケアの実施を認めたものとする。

4 医療的ケアの実施に関する基本方針

医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点を持ち、以下の方針に沿って医療的ケアを実施する。

- (1) 疾患が相対的に安定した後の状態に対応して行われるものであり、必要性については、主治医や学校関係者の意見を参考に慎重に判断する。
- (2) 医療的ケアの実施は、保護者の依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て行う。
- (3) 主治医の指導・助言に基づき学校に配置された看護師が対応する。
- (4) 医療資格者の指導・助言及び援助が受けられる体制を整備する。
- (5) 医療的ケアの実施に当たって、学校と看護師が協議のもと児童・生徒の医療的ケアに関する個別マニュアル(様式8)を作成し、そのマニュアルにより行う。

(6)医療的ケア実施記録(様式9)をとる。

5 実施の決定

医療的ケアの実施決定は、保護者の依頼に基づき、医療的ケア実施上の手続きを進め、教育委員会が最終決定を行う。

医療的ケア実施の適否を判断する場合、必要に応じて教育委員会は主治医や学校関係者の意見を参考にする。

6 医療的ケアの実施体制

(1)医療的ケアの実施に向けた役割

ア 教育委員会の役割

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者(学校、主治医、保護者等)が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するための十分な措置を講じる。

(ア)医療的ケアに係るガイドライン等の策定

(イ)主治医及び医療機関との連携

(ウ)医療的ケアを実施する看護師の配置・研修

(エ)保護者との協議

(オ)医療的ケア実施事例の蓄積及び分析

(カ)新たに対応を求められる医療的ケアの取扱いの検討

イ 学校の役割

医療的ケア児が在籍する学校は教育委員会のガイドライン等を踏まえ、組織的な対応ができるよう、看護師を中心に教職員等が協力する体制を構築する。医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、教育委員会・主治医・学校医・保護者等との連携を密に行い、医療的ケア児の安全確保に努める。

また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携を図り実施する。

(ア)医療的ケア実施要領の策定

(イ)医療的ケア安全委員会等の設置による医療的ケアの校内実施体制の整備

(ウ)各教職員の役割分担の明確化

(エ)保護者、医療機関、医療的ケア児が通っていた施設等との連携体制の構築

(オ)緊急時・災害時の体制整備

(カ)看護師との連携

(キ)学校に配置された看護師等の勤務・サービス管理

(ク)教育委員会への報告

ウ 主治医の役割

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び学校の状況に基づいて医療的ケアに係る指示書を作成する。また、医療的ケア個別マニュアル等への助言を行う。

(ア)医療的ケア児や学校の状況を踏まえた医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書(様式 4)の作成

(イ)看護師への指導

(ウ)緊急時対応に係る指導・助言

(エ)教育委員会及び学校との連携

(オ)保護者への説明

エ 看護師の役割

看護師は医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施する。また、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うため、医療機関等との緊密な連携が不可欠であることから、緊急時の体制整備についても学校に協力する。

(ア)医療的ケア児のアセスメント・健康管理

(イ)指示書に基づく医療的ケアの実施

(ウ)学校及び保護者との連携

(エ)医療的ケアの記録・管理・報告(様式 9)

(オ)指示書に基づく医療的ケア児に係る緊急時対応含む個別マニュアルの作成(様式 8)

(カ)緊急時の対応

オ 保護者の役割

保護者は学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、看護師に医療的ケア児の健康状態を報告・引継ぎを行うなど、適切なケアを受けるために協力する。

(ア)学校及び主治医との連携

(イ)教育委員会との協議

(ウ)緊急時の対応

(エ)医療的ケアの記録・管理・報告(様式 9)

(オ)医療的ケア児に必要な医療器具、消耗品、主治医の指示書等の準備

(2) 学校における関係機関との連携

ア 校内における連携

学校において医療的ケアを実施するに当たり、校長を中心として、看護師等、養護教諭、担任等を含む全教職員が、医療的ケア児への対応と学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、医療的ケア児に関する情報を共有し、連携を図る。

安全に医療的ケアを実施するために、学校医療的ケア実施要領を策定するとともに、医療的ケア安全委員会を設置・運営し、校内において連携・協力しながら、それぞれの役割と責任を果たす。

また、日常におけるヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策、緊急時における役割分担等についても事前に共有する。(様式 11)

イ 医療機関との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療分野の専門的な指示が必要であることから、主治医や学校医との連携を図る。

主治医に医療的ケアに関する指示を依頼する際には、当該学校における医療的ケアに関する情報を提供する。また、医療的ケアの実施後は、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめ報告する。

なお、緊急時における対応のために、学校医等の市内の医療機関とも連携し、医療的ケア児の安全確保を図る。

ウ 保護者との連携

学校での医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠である。

保護者は、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明することで、実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図る。

学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登校後に健康状態がすぐれない場合等の対応について、保護者とその都度協議し、安全に医療的ケアが実施できるように努める。

エ 関係校種等との連携

医療的ケアを実施するに当たっては、就学・進学時において情報共有を行い、連続的な支援を行う。保護者の同意に基づき、前籍校種等や就学・進学先の学校等との情報共有を行い、切れ目ない支援へつながるよう関係校種等と連携する。

(3) 医療的ケアに関する事故発生時の緊急時の対応

医療的ケアに関する事故が発生した場合、学校は速やかに状況を把握し、教育委員会へ報告するとともに、学校と教育委員会が連携して対応する。さらに、事故の再発防止の観点から、関係者間の情報共有を十分に行う。

ア 医療的ケアの対象児童・生徒に事故が発生した場合、校内の緊急体制や児童・生徒の医療的ケアに関する個別マニュアルに沿って速やかに事態の改善に努める。

イ 緊急時に主治医が対応できない場合など、様々な状況に備えて、学校はあらかじめ主治医や学校医と協議の上、近隣の関係機関から協力機関を定める等、緊急時の体制を整備する。

ウ 事故発生後、学校は発生時の状況、経過、事故原因、対応状況や結果などをまとめ、医療的ケアに係る事故報告書(様式 10)を教育委員会に必ず報告する。また、必要な体制整備等を見直し、今後の再発防止に努める。

7 医療的ケア実施上の手続き

(1) 新規の手続き

教育委員会は、医療的ケア実施希望のある保護者から連絡を受けた際、以下の手順に沿って手続きを行う。

ア 保護者は、医療的ケア実施依頼書(様式1)及び医療的ケア実施同意書(様式2)を記入の上、教育委員会へ提出する。

イ 教育委員会は、医療的ケア情報提供兼指示依頼書(様式3)を作成し、保護者を通じて主治医に依頼する。

ウ 主治医は、医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書(様式4)を作成し、保護者を通じて教育委員会へ提出する。

エ 「八王子市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、教育委員会が配置する看護師による医療的ケアの実施の可能性について検討する。

オ 上記ア～エの手続きを経て、教育委員会が医療的ケアの実施について決定する。

カ 教育委員会は、医療的ケア実施適否通知書(様式5)を作成し、保護者へ通知する。

キ 教育委員会は、医療的ケア実施通知書(様式6)を作成し、校長へ通知するとともに、保護者や主治医から提出のあった資料等(様式1～5)の写しを校長へ提供する。

(2) 継続・変更の手続き

学校での医療的ケアの実施については、児童・生徒の健康状態等を勘案し、毎年度手続きを行う必要がある。また、年度の途中において医療的ケアの内容に変更があった場合にも、同様の手続きが必要となる。継続・変更の手続きは、「(1)新規の手続き」と同様に行う。

(3)終了の手続き

医療的ケア実施期間の途中で医療的ケアの実施が終了となる場合は、以下の手続きを行う。

ア 保護者は、医療的ケア終了に関する届出書(様式7)を作成し、教育委員会へ提出する。

イ 教育委員会は、届出書の終了年月日をもって、医療的ケアの実施を終了する。

(4)医療的ケア実施までの基本的な流れ(新規)

医療的ケア実施までの基本的な流れ(新規)

